

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
【本編】 Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅲ－１－２ 主な着眼点 Ⅲ－１－２－１ 監査役会設置会社である銀行の場合 （１） [略] （２）取締役及び取締役会 ①～⑫ [略] ⑬ 銀行の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第７条の２に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略]	【本編】 Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅲ－１－２ 主な着眼点 Ⅲ－１－２－１ 監査役会設置会社である銀行の場合 （１） [略] （２）取締役及び取締役会 ①～⑫ [略] ⑬ 銀行の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第７条の２に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略]

改正後	現行
ロ．十分な社会的信用 a．～c． [略] d．<u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e．～g． [略] （３）監査役及び監査役会 ①～⑥ [略] ⑦ 銀行の監査役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第７条の２に掲げる「銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ． [略] ロ．十分な社会的信用 a．～c． [略]	ロ．十分な社会的信用 a．～c． [略] d．<u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e．～g． [略] （３）監査役及び監査役会 ①～⑥ [略] ⑦ 銀行の監査役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第７条の２に掲げる「銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ． [略] ロ．十分な社会的信用 a．～c． [略]

改正後	現行
d. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （参考） [略] （４）～（７） [略] Ⅲ－１－２－２ 指名委員会等設置会社である銀行の場合 （注） [略] （１）取締役及び取締役会 ①～⑦ [略] ⑧ 銀行の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第７条の２に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。	d. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （参考） [略] （４）～（７） [略] Ⅲ－１－２－２ 指名委員会等設置会社である銀行の場合 （注） [略] （１）取締役及び取締役会 ①～⑦ [略] ⑧ 銀行の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第７条の２に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

改正後	現行
イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （２）監査委員会等 ①～③ [略] ④ 監査委員の選任プロセス等においては、その適格性について、法第７条の２に掲げる「銀行の執行役及び取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略] ロ. 十分な社会的信用	イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （２）監査委員会等 ①～③ [略] ④ 監査委員の選任プロセス等においては、その適格性について、法第７条の２に掲げる「銀行の執行役及び取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略] ロ. 十分な社会的信用

改正後	現行
a. ～ c. [略] d. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （参考） [略] （３）執行役（代表執行役を含む。） ①～⑦ [略] ⑧ 執行役の選任プロセス等においては、その適格性について、法第７条の２に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略]	a. ～ c. [略] d. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （参考） [略] （３）執行役（代表執行役を含む。） ①～⑦ [略] ⑧ 執行役の選任プロセス等においては、その適格性について、法第７条の２に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略]

改正後	現行
d. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （４）～（７） [略] Ⅲ－１－２－３ 監査等委員会設置会社である銀行の場合 （１） [略] （２）取締役及び取締役会 ①～⑫ [略] ⑬ 銀行の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第７条の２に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略]	d. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （４）～（７） [略] Ⅲ－１－２－３ 監査等委員会設置会社である銀行の場合 （１） [略] （２）取締役及び取締役会 ①～⑫ [略] ⑬ 銀行の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第７条の２に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略]

改正後	現行
ロ．十分な社会的信用 a．～c． [略] d．<u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e．～g． [略] （３）監査等委員会 ①～④ [略] ⑤ 銀行の監査等委員である取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第７条の２に掲げる「銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ． [略] ロ．十分な社会的信用 a．～c． [略]	ロ．十分な社会的信用 a．～c． [略] d．<u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e．～g． [略] （３）監査等委員会 ①～④ [略] ⑤ 銀行の監査等委員である取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第７条の２に掲げる「銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ． [略] ロ．十分な社会的信用 a．～c． [略]

改正後	現行
d. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （参考） [略] （４）～（７） [略] （参考） [略] （注） [略]	d. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （参考） [略] （４）～（７） [略] （参考） [略] （注） [略]